# 学校いじめ防止基本方針

城南学園中学校高等学校

## 第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

### １　基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観にたち指導を徹底することが重要となる。

本校では、建学の精神である「自主自律　清和気品」のもと、生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう、さらに生徒が豊かな人間関係を築くことができるように、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、その方策を講じるものとする。

この理念に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### ２　いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

①　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
②　仲間はずれ、集団による無視をされる
③　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
④　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
⑤　金品をたかられる
⑥　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
⑦　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
⑧　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

３　いじめ防止のための組織

（１）名称

「いじめ防止対策委員会」

（２）構成員

校長、副校長、教頭、学年主任、人権教育室長、生徒指導部長、養護教諭

（３）役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定

イ　いじめの未然防止

ウ　いじめの対応

エ　教職員の資質向上のための校内研修

オ　年間計画の企画と実施

カ　年間計画進捗のチェック

キ　各取組の有効性の検証

ク　学校いじめ防止基本方針の見直し

４　年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

【学校全体】

「学校いじめ防止基本方針」のＨＰ更新　４月

「いじめ防止対策委員会」の開催

４月（方針と取組みの周知）、１０月（進捗確認）、３月（評価・見直し）

【生徒指導計画】

| 中学 | 中　１ | 中　２ | 中　３ |
|---|---|---|---|
| ４月 | 保護者への相談窓口周知（入学式後・中学校だより）<br>「学校いじめ防止基本方針」のＨＰ公開周知（入学式後・中学校だより）<br>生徒への相談窓口周知<br>スプリングキャンプ（いじめ防止、仲間作り）<br>オリエンテーション（いじめ防止）<br>校外学習（仲間作り） | 保護者・生徒への相談窓口周知（中学校だより）<br>「学校いじめ防止基本方針」のＨＰ公開周知（中学校だより）<br>オリエンテーション（いじめ防止）<br>校外学習（学級作り、仲間作り） | 保護者・生徒への相談窓口周知（中学校だより）<br>「学校いじめ防止基本方針」のＨＰ公開周知（中学校だより）<br>オリエンテーション（いじめ防止）<br>校外学習（学級作り、仲間作り） |
| ５月 | 担任面談 | 担任面談 | 担任面談 |
| ６月 | | | 教頭面談 |
| ７月 | 保護者面談（家庭の様子の把握）<br>ネット犯罪防止教室（実施月未定） | 保護者面談（家庭の様子の把握）<br>ネット犯罪防止教室（実施月未定） | 保護者面談（家庭の様子の把握）<br>ネット犯罪防止教室（実施月未定） |
| ８月 | 休暇中の心得（ネット犯罪防止）<br>宿泊体験学習（学級作り、仲間作り） | 休暇中の心得（ネット犯罪防止）<br>宿泊体験学習（学級作り、仲間作り） | 休暇中の心得（ネット犯罪防止）<br>宿泊体験学習（学級作り、仲間作り） |
| ９月 | 担任面談　いじめアンケート | 担任面談　いじめアンケート | 担任面談　いじめアンケート |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １０月 | | 教頭面談 | |
| １１月 | 人権教育映画 | 修学旅行（学級作り、仲間作り）<br>人権教育映画 | 人権教育映画 |
| １２月 | 人権講話<br>保護者面談（家庭の様子の把握）<br>休暇中の心得（ネット犯罪防止） | 人権講話<br>保護者面談（家庭の様子の把握）<br>休暇中の心得（ネット犯罪防止） | 人権講話<br>保護者面談（家庭の様子の把握）<br>休暇中の心得（ネット犯罪防止） |
| １月 | 担任面談<br>体験学習（学級作り、仲間作り） | 担任面談<br>体験学習（学級作り、仲間作り） | 担任面談<br>体験学習（学級作り、仲間作り） |
| ２月 | 教頭面談 | | |
| ３月 | 休暇中の心得（ネット犯罪防止） | 休暇中の心得（ネット犯罪防止） | |

| 高校 | 高　１ | 高　２ | 高　３ |
|---|---|---|---|
| ４月 | 保護者への相談窓口周知（入学式後・学年だより）<br>「学校いじめ防止基本方針」のＨＰ公開周知（入学式後・学年だより）<br>生徒への相談窓口周知<br>オリエンテーション（いじめ防止、仲間作り）<br>校外学習（仲間作り） | 保護者・生徒への相談窓口周知（学年だより）<br>「学校いじめ防止基本方針」のＨＰ公開周知（学年だより）<br>オリエンテーション（豊かな人間関係、いじめ防止）<br>校外学習（学級作り、仲間作り） | 保護者・生徒への相談窓口周知（学年だより）<br>「学校いじめ防止基本方針」のＨＰ公開周知（学年だより）<br>オリエンテーション（いじめ防止、社会での役割）<br>校外学習（学級作り） |
| ５月 | 個人面談 | 個人面談 | 個人面談 |
| ６月 | 人権ＨＲ | | 人権ＨＲ |
| ７月 | 保護者面談（家庭の様子の把握）<br>ネット犯罪防止教室（実施月未定） | 保護者面談（家庭の様子の把握）<br>人権ＨＲ（少数民族）<br>ネット犯罪防止教室（実施月未定） | 保護者面談（家庭の様子の把握）<br>ネット犯罪防止教室（実施月未定） |
| ８月 | 休暇中の心得（ネット犯罪防止） | 休暇中の心得（ネット犯罪防止） | 休暇中の心得（ネット犯罪防止） |
| ９月 | 個人面談　いじめアンケート | 個人面談　いじめアンケート | 個人面談　いじめアンケート |
| １０月 | | 修学旅行（学級作り、仲間作り） | |
| １１月 | 校外学習（学級作り、職業体験）<br>保護者面談（家庭の様子の把握）<br>人権教育映画 | 保護者面談（家庭の様子の把握）<br>人権教育映画 | 人権教育映画 |
| １２月 | 人権講話<br>休暇中の心得（ネット犯罪防止） | 人権講話<br>休暇中の心得（ネット犯罪防止） | 人権講話<br>休暇中の心得（ネット犯罪防止） |
| １月 | 個人面談 | 個人面談 | |
| ２月 | 人権ＨＲ（豊かな人間関係） | 人権ＨＲ（障害者問題） | |
| ３月 | 休暇中の心得（ネット犯罪防止） | 休暇中の心得（ネット犯罪防止） | |

## 第２章　いじめ防止

### １　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが重要である。

すべての生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止に学校を挙げて取り組まなければならない。そのため教職員は、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こる可能性があるという認識のもと、いじめ対策委員会を中心に、保護者や関係機関とも連携しながら、一致協力して生徒の指導にあたる。

### ２　いじめの防止のための措置

（１）平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に校内研修でいじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて周知を図る。

生徒に対しては、全校集会や学級活動で校長、教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

（２）いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動などの推進により、生徒の豊かな人間性を育むとともに、幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、生徒の社会性を育む。

（３）いじめが生まれる背景を踏まえた指導が必要である。

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めて行くことが大切である。そのために、教員の教材研究の充実、教員間での授業研究、組織的な研究授業の充実を図る。

また、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学級や学年、部活動等の人間関係を把握することや、行事や学級経営の場で全ての生徒が生かされる工夫を行う。

さらに、ストレスに適切に対処できる力を育むために、運動・スポーツや読書などで発散したり、いつでも誰かに相談できる雰囲気を作る。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。また、障がい（発達

障がいを含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要があるため、校内研修の充実を図るとともに、教員間の情報交換を密にする。
（４）自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感・自己肯定感が高められるよう努力する。
（５）生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組み（生徒自治会による活動等）を推進する。

## 第３章　早期発見

### １　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと感じたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

### ２　いじめの早期発見のための措置

（１）実態把握の方法としては、年３回の生徒個人面談やアンケートを実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、日常的に、生徒の表情や、欠席・遅刻の状況、保健室への入室状況などから、いじめが関係していないかどうかを把握するよう努める。また、個々の生徒について、教員間の情報交換を密に行う。
（２）日常的な保護者との連絡の機会や保護者懇談会を通して、家庭での生徒の状況を把握するように努め、保護者からいじめの相談がしやすいような関係を作る。
（３）入学時の保護者説明会、保護者会総会などを通して、相談体制を広く周知する。いじめ対策委員会で、相談体制が適切に機能しているかなど点検する。
（４）教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

## 第４章　いじめに対する措置

### １　基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。

近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、当

事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者からの支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

２　いじめの発見・通報を受けたときの対応

（１）いじめの疑いがある場合、早い段階から的確に関わり、被害生徒等の安全を確保する。そのため、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、迅速かつ真摯に傾聴する。

（２）教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会と情報を共有するため、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為や相談には、直ちにいじめ対策委員会に報告する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

（３）事実確認の結果を被害・加害の保護者に連絡する。

（４）生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき、又は学校の指導により、十分な効果を上げることが困難な場合は、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

３　いじめられた生徒又は保護者への支援

（１）必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

（２）状況に応じて、外部専門家の協力を得る。

４　いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

（１）いじめた生徒に対し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置として、複数の教職員が連携して組織的に対応するとともに、必要に応じて外部専門家の協力を得る。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

（２）いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な指導を行うため、事実関係を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行う。

（３）いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全な人格の発達に配慮する。

５　いじめが起きた集団への働きかけ

（１）いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるため、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

（２）全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許せない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

６　ネット上のいじめへの対応

（１）ネット上の不適切な書き込み等に対しては、まず、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。その後、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるための必要な措置を講じる。

（２）生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署に通報するなど、適切に援助を求める。

（３）情報モラル教育を進めるため、情報科の授業での情報モラル教育、生徒指導部による全校集会での講話や担任を通じての注意喚起を行う。また、外部の協力を得て、「ネット犯罪防止教室」等を開くとともに保護者への啓発にも努める。

## 第５章　その他

１　組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力して指導に当たる。また、いじめの問題等に関する指導記録を保存し、教訓化を図る。

２　校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

３　校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

４　学校評価

学校評価においては、いじめの有無のみを評価するのではなく、目標の達成状況や具体的な取組みの成果を評価し、その結果をふまえて改善に取り組む。

５　家庭との連携

学校基本方針等について保護者の理解を得ることで、家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図る。

※附則

この方針は、平成２６年４月１日より施行する。

平成２７年２月２７日　一部改定

平成２９年３月１５日　一部改定

平成３０年３月１４日　一部改定

平成３１年３月１４日　一部改定